# Lif の ひろ き 柴 野 浩 樹

学 位 の 種 類 博 士 (文 学)

学位記番号 文博第 198 号

学位授与年月日 平成17年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)

歷史科学専攻

学 位 論 文 題 目 ローマ元首政期における属州総督オフィキウムの成立

論文審查委員 (主査)

教 授 松 本 宣 郎 教 授 佐 藤 勝 則

教 授 小 野 善 彦

教 授 熊 本 崇

助教授 有 光 秀 行

# 論文内容の要旨

# 本稿の対象と研究史

元首政期中頃から、ローマの属州行政において兵士が用いられるようになる。こうした兵士は、属州総督のもとに軍団兵士を中心として編成される、オフィキウム(officium)という下僚集団の一員として、つまり総督の部下として、属州行政の現場にはいっていった。

オフィキウムとは、これを国政の立場で用いる場合には、①公的な民政ないし軍政の官吏の職務・職位、を指すが、そこから派生して②その官吏が自らの職務を遂行する際に用いる吏員の総体、つまり下僚を意味する語でもあった。こうした兵士たちは総督の職務遂行のための下僚として扱われ、ときにオフィキウム成員、つまりオフィキアーレースと呼ばれていた。属州統治のレベルにおいて、オフィキウムという兵士からなる下僚集団が組織されたことは、当然従来の研究者たちも注目したところである。

とりわけ近年まで主流となってきた関心は、古代末期研究からのもので、この元首政期のオフィキウムが、後期ローマ帝国下の官僚機構であるオフィキウムの直接の前身であるというところにあった。そこから派生して、むしろそのような組織云々よりも、兵士が行政領域に滲透しているという事実を重視する研究が盛んになってきた。つまり、兵士という暴力装置(強制装置)が従来都市自治によって担われていた行政領域に入り込むことで、その兵士を手先とする皇帝権力が、これらの自治的都市をむしろ帝国行政下部単位として再編し掌握する方途が開かれたと主張するのである。我が国でも弓削達氏が、それまでは都市自治の集合体の上にいわば鎮座していた皇帝権力が、国家財政至上主義(fiscalité)をつらぬくために官吏や兵士を末端に使い都市を掌握していった過程を論じている。皇帝権力が兵士を

使って末端行政を強力に掌握していった結果として、古代末期の「官僚制」に帰結したとする議論は、 元首政期オフィキウムの性格を考える上でも重要である。言うまでもなく、このような視座に立つ研究 者たちは、皇帝権力が兵士や官吏によって末端行政を掌握し、それによって成立を見たところの、いわ ゆる「強制国家」としての後期帝国に主たる関心を置いていたのである。そのため、属州社会における 兵士の専横や強制的な振る舞いに多大な関心を払うものの、そもそもそのような兵士が属州行政の場に 出てゆくための枠組であるオフィキウムについては、ほとんどまったく顧慮されていない。

その後、欧米における「強制国家」論批判のなかで、従来型の古代末期理解は成立しなくなってきたことは、もはや周知のことである。これによって古代末期像は大きくかわり、従来の窒息的なイメージはなくなってきたものの、しかし、かつて「強制国家」を生み出した母体とされたところの、元首政後半の歴史過程については、実はほとんど見直しがすすんでいない。オフィキウムもまたそのような研究状況のなかで、いわば宙に浮いたかたちになってしまっているのが現状と言えよう。

このように、元首政期のオフィキウムについては、その歴史的な意味性を緊急に問い直す必要性がある。古代末期研究の進展のなかで、いわば置いてきぼりされてしまった観のある元首政後半、なかんずく3世紀のローマ帝国について見直しを進めるためにも、この作業は重要な意味を持つだろう。なぜなら従来の「強制国家」論は言外に、元首政期のオフィキウムをその「国家」の母体として想定してきたからである。

### 本稿の課題

以上の問題関心に基づき本稿は、元首政期における属州総督オフィキウムの歴史的意味性を問い直すことを目的とする。そのためには、従来の研究がほとんど顧慮しなかった、オフィキウムの起源と成立過程に目を向ける必要があるだろう。なぜなら、従来の研究、とくに「強制国家」論の研究は、このオフィキウムの起源と伸張を皇帝権力の末端装置としての重要性の高まりという文脈で理解していると思われるからである。したがって、オフィキウムの起源と成立過程を論じないかぎり、その歴史的意味を問う作業も無意味となってしまうだろう。それゆえ我々の関心は、古代末期や3世紀よりもむしろ、1世紀や共和政期に向けられる必要があるのである。この点が、本稿の時代的な区分をある程度規定している。

また、従来の研究は、オフィキウム、ないし兵士の行政への滲透という問題を論じるにあたり、あまりにも軍制史上の知見を無視してきたと言わねばならない。そのため本稿ではまず最初に、そのようなオフィキウムという組織が兵士をもとに編成されることを可能にした、ローマ軍の軍制上の基盤を検討する必要があるだろう。兵士は霞を食べているわけでも、どこかから湧いてくるわけでもないのである。恒常的に兵士を行政領域へと供給できるような、軍制上の基盤はどのようにして構築されたのだろうか。この問題は元首政期オフィキウムの起源と成立過程を論じる上で、不可欠である。

# 本稿の構成

オフィキウムの成員は軍隊において、ローマ軍の階級序列において一般兵士と百人隊長との中間に位置する、プリンキパレスないしインムネスと呼ばれる階級に属していた。そのためまずは、軍隊におけるこのふたつの階級の位置づけを探り、オフィキウムの成員が軍制上いかなる枠組に基づいて提供されていたのかを考えることにしよう。これが本稿の第1部の課題となる。

その軍制史上の知見を受けて、第2部ではオフィキウム成立の過程とその背景を探り、元首政期オフィキウムの歴史的な意味性を我々なりに問い直すことになる。その上で当然、従来の研究を意識しつ

つ、古代末期の歴史への接続を試みることにする。

最後の第3部では、オフィキウムという組織体の位置づけを問い直した結果、従来の一面的な歴史像 (=兵士の専横)がいかに変わってくるのかという、一種のケーススタディとして、属州アジアにおける、属州民が兵士や官吏の横暴を訴えた嘆願碑文を取りあげる。オフィキウムの意味性を問い直した結果を、とりわけ3世紀の歴史像に移し直すこの議論が、本稿全体の「おわりに」も兼ねる。

### 第1部 オフィキウム成立の軍制的基礎

### 1章 プリンキパレスとインムネスの概念

プリンキパレスとインムネスは、その軍隊階級序列上の位置ゆえに、今にちの研究では一般に「下士官」という歴史的な概念によって定義されることが多い。したがって、その「下士官」という語がおのずと含意する練達の兵士という印象を、オフィキウムにも投影してしまう傾向があった。総督オフィキウムの成立は、軍隊がその組織力に基づいて都市自治を圧倒し属州行政全般を強力に掌握したことを意味するという理解は、基本的にはこのような「下士官」像の投影に基づいていると言えよう。

しかしながら、従来の研究はこのふたつの階級についてア・プリオリに「下士官」としての定義を強調するばかりで、その厳密な概念についてはほとんど配慮してこなかったのである。そこでまず本章では、オフィキウムの軍制的基礎如何という第1部の課題に応えるための準備作業として、オフィキウムの人員供出源であったプリンキパレスとインムネスについて、その概念を規定することを目的とする。

プリンキパレスとインムネスにはいくつもの役職が含まれており、このふたつの階級名はそれらの諸 役職を包括する総称であった。ベネフィキアリウスなど、こうした役職のうちいくつかは、その任用中 は所属する部隊を離れ、属州総督のオフィキウムにて勤務していた。したがって、オフィキウムの軍制 上の基礎はプリンキパレスとインムネスに置かれていたことになる。

当のローマ人がこのふたつの階級をどのように位置づけていたのかは、古代末期の軍事著述家ウェゲティウスと、後2世紀後半の法学者パテルヌスによる記述から知ることができる。それによればこのふたつの階級は、様々な雑多な役職から構成されており、その共通の概念とは、かれらがそうした役職の特定職務に専従するために、上役によってとくに引き立てられ優遇された兵士である、という一点のみであった。ローマ人はこれ以外に、例えばプリンキパレスは一般兵士にとっての上官であるといった階級序列上の見方をなんら持ち込んではいない。

そのため、異なる角度からプリンキパレスとインムネスの軍制上の位置づけを探る必要がある。この ふたつの階級は、兵士個人がたどる昇進階梯においては、一般兵士と百人隊長位の中間に置かれてきた。 しかし、俸給額の観点からすれば、インムネスは一般兵士と同額、プリンキパレスはその1倍半から2倍という水準であったに過ぎない。さらに、軍隊の指揮系統という観点からも検討すると、そもそもプリンキパレスもインムネスも、軍隊内において固有の指揮権を有してはおらず、一般兵士にとっての上官を意味しなかったのである。他方、プリンキパレスとインムネスの俸給額の差違は、両者がまったく同じ概念によって定義されていたにもかかわらず、なんらかの基準によって区別されていたことを意味している。

さらに当時のプリンキパレスに言及した史料を検討すると、彼らがときに曖昧な「ベネフィキアリウス」という表現で呼ばれていたことが判る。ローマ人の定義によれば、ベネフィキアリウスは、上官の恩顧(ベネフィキウム)によって昇進させられるので、そう呼ばれる、とされていた。それゆえ、プリンキパレスは全体として、上役によってとくに引き立てられた兵士の側が、そのことを恩顧として感じるような面を有していたのである。それゆえ、プリンキパレスという概念においては、昇進による特定

階級への所属ということよりも、上役による引き立てということが強調されている。

以上のように、プリンキパレスとインムネスはともに、「下士官」という概念には当てはまらない存在であった。むしろ、特定職務に専従するために、上役によってとくに引き立てられ優遇された兵士、というのがローマ人にとってのプリンキパレスとインムネスの概念だったのである。

# 2章 プリンキパレスの形成過程

プリンキパレスとインムネスのふたつの階級に含まれる役職は極めて雑多であり、その起源も共和政期にさかのぼるものもあれば、後3世紀に入ってようやく確認される役職もある。プリンキパレスとインムネスという語自体、後2世紀前半になってようやく確認されるものである。したがって、元首政期におけるプリンキパレスとインムネスの存在を、例えば百人隊長のように、古来所与のものとして扱うことはできない。属州のオフィキウムに人員を提供していたこのふたつの集団について、元首政期の歴史過程のなかで形成されていった歴史的な産物として、これを見なければならないのである。それゆえ、ここでその形成過程を論じておくことは、元首政期におけるオフィキウムの検討を課題とする我々にとって不可欠の作業だと言えよう。

その形成過程の到達点として、プリンキパレスとインムネスの存在が史料上確実となる2世紀後半以降には、このふたつの集団に含まれる諸役職は、兵士個人がたどる一般兵士から百人隊長位に至る昇進階梯上において、はっきりとした位置を占めていたことが認められる。つまり、ある役職からある役職へと一定のルールにしたがって不可逆的に異動し、最終的には百人隊長位を目指すという仕組みができあがっていた。プリンキパレスとインムネスは概念規定上は一般兵士の「上官」ではなかったけれども、このような階梯の成立は、上官の引き立てによってこれらの諸役職に就くことが兵士にとって、事実上「昇進」の一環であったことを意味している。この意味でプリンキパレスとインムネスは、ローマ軍制の不可分の構成要素となっていたのである。

問題は、このように上官の引き立てに基づくという曖昧さを残しつつ、複雑ながらも一定した昇進階梯の仕組みを有するプリンキパレスとインムネスが、ローマ軍の内部に形成されていったその歴史的経緯にある。それゆえ我々の関心は、プリンキパレスとインムネスの語が現れる2世紀前半までの時期に向けられる。とくに1世紀の実態を解明することが重要となるだろう。

なお、1章で課題として残した問題に、プリンキパレスとインムネスの区分如何がある。1章ではプリンキパレスとインムネスを包括して取りあげてきたが、本章ではプリンキパレスに対象を絞り、その形成過程を論ずることになる。なぜなら、逆説的ではあるが、プリンキパレスの形成過程こそが、両者の判りにくい区分の実態を明らかにしてくれるからである。

前章を承けて、特定職務に専従するために、上役によってとくに引き立てられ優遇された兵士、というその概念に注目するならば、我々は同様の兵士運用上の慣例が、共和制中期(前2世紀半ば)にはすでに存在していたことを認めることができる。事実、当時のローマ軍は危機に際して編成され事態収束後は解体される市民軍であったから、当然軍隊内における階級は継続されず、百人隊長やその下位の副官などは、編成の都度上官によって引き立てられ任命されていたのである。したがって、プリンキパレスの概念は本来、ローマ軍の編成原理そのものなのであった。そしてその引き立てによる任用は、当然軍隊編成中のみという、一時的かつアド・ホックな性格であって、その地位への恒久的な「昇進」を意味しなかったのである。

前1世紀前半、マリウスの「軍制改革」以後のローマ軍は実質的に常備軍化し、それにともない軍務の継続と地位の継続が保証されるようになってゆく。その流れで、百人隊長位などは軍隊内における地

位が恒久化され、兵士の昇進階梯上に確固たる位置を占めるに至った。つまり、百人隊長位に任命されることは、その地位の継続を保証される「昇進」となったということである。他方、のちにプリンキパレスに含まれることになる諸役職については、そのような地位の恒久化がはかられなかったと考えられる。カエサルなどの史料から判断するかぎり、なおこれらの諸役職への任用は一時的かつアド・ホックな形態にとどまっていた。アウグストゥスによる元首政の成立後、プリンキパレスの諸役職については、後1世紀においても、一時的かつアド・ホックな任用に基づいていた。とりわけこの状況は、後1世紀のローマ軍内部文書から確認することができる。このパピルス文書(P.Gen.Lat 1)は、当時のローマ軍において、上役に引き立てられて特定の職務に専従していた兵士、すなわち後2世紀以降にはプリンキパレスと呼ばれることになる兵士が、その特定職務遂行後にはふたたび一般兵士として扱われていたことを示しており、彼らが依然として一時的かつアド・ホックな任用にとどまっていたことを明示している。

その後3世紀の軍隊内部文書は、この時代にはプリンキパレスが軍隊内で確立された、すなわち百人隊長位同様にその地位への就任が恒久的な昇進として認められるような階級に変わっていたことを示している。問題はこの変化がどのようなかたちでもたらされたのか、ということである。

ここではプリンキパレスの中心的役職であったベネフィキアリウスに注目する。前章で見たように、ベネフィキアリウスという役職に就く兵士にとって、上役との関係はとくに重要であったから、彼らは碑文などで自己の役職名を表記する際に、上役のことも併記していた。碑文史料の網羅的検討によれば、後1世紀から2世紀前半にかけては、上役の個人名(誰某の)が属格で付されており、上役「個人」との強い結びつきを感じさせる。ところが、その後は上役の個人名ではなく単に役職名(総督の、など)のみが付されるようになる。ここから我々は2世紀半ばに、それまでは引き立てた上役「個人」に付いていたベネフィキアリウスが、上役の「職」に付くようになったのだと考える。上役「個人」とちがい、その「職」は恒久的な立場であるから、その「職」に付くという兵士運用上の変化により、それまでは一時的かつアド・ホックな任用に基づいていたプリンキパレスが恒久的な地位となり、まとまった階級として形成されたのだと考えられる。他方、インムネスは俸給額の点で一般兵士と同格であることから判断して、このようなかたちでの地位の恒久化が行われず、依然として一時的な任用によっていたのだろう。

以上のようなプリンキパレスの立場の恒久化(=プリンキパレスの形成)は、おそらくハドリアヌス帝によってなされたものである。彼は、当時慣例として蔓延していたと思われる、上役による兵士運用に対し、その無限定な性質を抑制すべく、プリンキパレス形成の契機となる措置を講じたのだと考えられる。けれども、この措置は必ずしも、プリンキパレスに含まれるような諸役職の活動自体を抑制しようとするものではない。プリンキパレスの立場の恒久化は、無制限の運用には一定の条件を課すことになるものの、上役にとっても運用される兵士にとっても、このような人員の確保が計算可能になったことを意味しているからである。そして、プリンキパレスが昇進階梯に組み込まれて固定化されたということは、プリンキパレスに含まれるような諸役職を一定の編成のもとに組織化することが可能になったということなのである。この段階に至ってはじめて、兵士から属州総督オフィキウムが編成されるための軍制的基礎が確立されたと言うことができる。

# 第2部元首政期におけるオフィキウムの成立と展開

### 3章 元首政期におけるオフィキウムの成立

第1部で明らかとなったように、プリンキパレスとインムネスという、オフィキウムに人員を供出す

るための軍制上の基礎は、後2世紀前半になって成立したものと考えられる。けれども、その本質的な概念である、特定職務に専従するために上役によって引き立てられるという兵士運用は、すでに共和政期には存在していた。そして、それと軌を一にするように、オフィキウムという組織体の根幹である、総督が兵士を属州統治で用いるという慣例もまた共和政期から存在していたことが、キケロなどの記述から認められる。

共和政末期、ガビニウス法の制定以来、ローマの属州統治体制は新しい局面に入った。従来の属州総督は元老院から正規に任命された公職者(マギストラトゥス)ないし公職者代理(プロマギストラトゥス)であり、アパリトレスという国家から俸給を支払われている下僚集団を部下として用いることができた。しかし、この法以後、ポンペイウスやカエサルのような軍指揮官に個人的に任命された代官(レガトゥス)が実際に属州を統治するという事態が常態化する。このレガトゥスは元老院の認可を受けた正規の総督ではないために、アパリトレスを用いることができず、必然的に兵士を属州統治に用いるという既存の慣例に全面的に依拠せざるをえなかった。

元首政成立後、属州は元老院管轄の元老院属州と、皇帝管轄の皇帝属州とに二分され、属州に駐屯するローマの軍団は基本的にすべて皇帝属州に移管された。元老院属州では元老院に任命された総督がアパリトレスを用いて統治するという本質が残された反面、軍隊が駐屯しなくなったことにより、総督が兵士を属州統治に用いるという慣例がいったん途絶する。他方皇帝属州においては、その総督はあくまで皇帝の代官(レガトゥス)であったから、共和政末期の代官同様にアパリトレスを用いえず、必然的に麾下の軍団兵士を属州統治の場で用いざるをえないという状況があったのである。それゆえ、元首政期ローマの属州統治体制は、(皇帝属州の)総督が属州行政の枠内で兵士を用いることを当然の前提とするような、構造的な問題を当初から内包していたことになる。

プリンキパレスの形成は、このような慣例に大きな影響を与えたと思われる。まず、これにともなって、プリンキパレスを人員供出源とするオフィキウム成員の立場もまた、恒久化されることになった。これによって、オフィキウムという組織体もすみやかに整備されたことは、オフィキウム成員の昇進歴をたどることで明らかとなる。彼らの大半はプリンキパレス形成後、その軍歴のほとんどをオフィキウムで過ごすようになっていたことが判るのである。こうして、プリンキパレスの形成によって軍制的基礎を得たオフィキウムは、すみやかに総督「職」に付くようになり、恒久的な組織としてその成立を見た。成立したオフィキウムは軍隊組織のなかで、独自の人事体系を持つ独立した組織となり、とくに戦闘部隊とは人事面での接点をほとんど有していなかったようである。

こうなった背景には、そもそものオフィキウム成立の経緯があったのだろう。我々は従来、オフィキウムの成立とその属州行政への多大な関与とを、兵士による行政への侵食という観点から見てきたのだった。必然的にオフィキウムは、3世紀以降ローマ帝国では兵士が専横をきわめていたとする歴史的文脈のなかで理解されてきたのである。しかし、オフィキウムの成立に至る歴史的経緯は、むしろ逆向きのベクトルを示しているように思われる。そもそも兵士を属州統治に用いるという考え方は、すでに共和政期から存在していた。共和政末期、自らのアパリトレスを持たずに属州統治の現場に立った代官たちが、この前例に依拠したのは当然であった。元首政の成立は、かかる状況をそのまま皇帝属州のうちに引き継いだ。ここでも皇帝属州の総督(代官)は、かつての前例に頼らざるをえなかった。元首政の属州統治体制は、その成り立ちゆえに、この構造的な問題、ないし「欠陥」を当初から内包していたのである。その後、ハドリアヌスに至るまでにも、帝国の領域は拡大して皇帝属州の数を増やし、また帝国の騎士身分官職などの行政機構がますます発展するなかで、皇帝属州総督は否応なく、兵士を下僚として用いざるをえなかったのだろう。

オフィキウムはまさにこのような状況のもとに成立した。とりわけ皇帝属州における行政上の需要がまず先にあり、それに対して軍制上の基盤を与えるためにプリンキパレスが形成されて、オフィキウムが成立したのである。したがって、軍隊が自らの組織力によって行政に滲透したのではなく、行政上の必要が軍隊組織に変化を迫ったというのが、オフィキウム成立の本質だと言えよう。

### 4章 後期帝国成立期におけるオフィキウム

前章で述べた経緯によって成立したオフィキウムはその後、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスによる後期帝国のもとでは完全に軍隊から切り離され、文官組織となる。従来の研究は、元首政期オフィキウムの軍隊的性格を強調してきたから、必然的に、後期帝国成立時のいわゆる「軍政民政分離」において、軍隊組織から文官組織への鋭角的な変化がなされたのだと考えてきた。それに対し本章では、前章で得られた知見を古代末期に接続し、全体像を得ることを目的とする。

そもそも軍政民政分離とは、オフィキウムの上役に当たる属州総督が、従来併せ持っていた軍政民政 双方の命令権のうち、軍政上の命令権を喪失したことを意味している。上役が軍隊命令権を失った以 上、その部下であるオフィキウムは文官組織に転じざるをえないということである。実際、4世紀初頭 のコンスタンティヌス治期以降の法史料は、この時期のオフィキウムがすでに軍隊組織からは切断され ていたことを明示している。

他方オフィキウムの成員が、この軍官から文官への身分の転換という一大転機に際し、どのように身を処したのかが問題となろう。それについて我々は、3世紀後半から4世紀前半にかけて、エジプトのベネフィキアリウスについてパピルス史料から検討した。その結果、この時代を通じて彼らの社会における存在感は一貫しており、軍官から文官への転換の影響をまったく感じさせないことが判る。そればかりか、すでに3世紀後半の時点で軍隊組織との切断の徴候を示しているのである。

この点については、後期帝国下のオフィキウム成員が担った負担義務(パストゥス・プリミピリ)の検討から、いっそう明白となる。この負担義務はオフィキウム退役時に軍隊への食糧供給を負担するという、古代末期的な名誉的負担義務であり、後期帝国下のオフィキウム成員を特徴づけるメルクマールのひとつである。従来この負担義務は4世紀からオフィキウム成員に課されることになっていたと考えられてきたが、検討の結果、すでに3世紀後半のオフィキウム成員に課されていたと結論できるのである。さらに、この負担義務が明らかにすることは、3世紀後半時点における担い手たるオフィキウム成員が、すでに一種の世襲原理に律されていたと思われることである。それゆえ、軍隊が最も幅をきかせたとされる3世紀後半にはすでに、その象徴としてこれまで考えられてきたオフィキウムは、軍隊からの組織的な切断の徴候を示していたとする先の結論を、この負担義務の検討は裏づけているのである。このように、古代末期への接続を試みた本章の議論からは、前章で得た知見を補完することができた。すなわち、元首政期のオフィキウムはその成立時点からすでに軍隊から分離独立しようとする傾向を有していたのであり、その結果として、いわゆる軍政民政分離が始まるより前に軍隊との組織的切断を終え、純然たる文官組織に転化していたのである。

元首政期と後期帝国のオフィキウムはそれぞれ、かたや元首政期帝国の「軍隊化」の、かたや後期帝国「官僚制」の象徴としてこれまで理解されてきた。この鋭く対立するふたつの認識を整合的に結びつけるために、いわゆる「軍政民政分離」の過程に多大な歴史的意味を持たせて、そこでのオフィキウムの組織的転換を想定してきたのである。

本稿の議論から我々は、もはやそのような理解が成立しないことを示しえたと思う。「軍隊化」がピークに達したとされる3世紀後半には、その象徴であるオフィキウムはすでに、軍隊組織との切断の徴候

を示していたと考えられるからである。その背景には、前章で議論してきた、元首政期オフィキウムの成立に至る歴史的経緯があった。元首政期のオフィキウムは当初より軍隊から分離する傾向を有していたが、そのような傾向のいわば行き着く先が「軍政民政分離」にほかならなかったということである。したがって、元首政期のオフィキウムはそもそもの出発点から後期帝国下のオフィキウムに至る方向性を内包していたのであった。けれども、かかる元首政期オフィキウムの方向性は、実のところ共和政期以来の兵士運用の慣例に基づく、属州統治に兵士を用いるという慣例をその起源としていた。そう考えるならば、後期帝国「官僚制」の本質的起源は、元首政期後半の皇帝権力と軍隊との強い結びつきに基づく「財政至上主義」の追求にあったわけではないことは、もはや明白だろう。

要するに、元首政期オフィキウムの成立は、3世紀以降の軍隊偏重の風潮や、都市自治と軍隊の対立軸、皇帝権力による都市の直接的把握の方途、といった、従来の議論の枠組みにおいてはこれを理解することはできない。そもそも、2世紀半ばに成立したオフィキウムは、成立当初より軍隊からの分離傾向を示し、もっとも軍隊が専横をきわめたとされる3世紀後半には、もはや軍隊との組織的断絶の徴候さえ見せていたからである。むしろ元首政期におけるオフィキウムの成立とは、元首政の属州統治体制がその成立当初より内包していた構造的な「欠陥」について、共和政期以来の兵士運用の慣例に基づいて対処しようとする、現実的な対応の所産であった。

### 第3部 属州総督オフィキウムの活動

### 5章 オフィキウムの活動と社会

最終章では、全体の「おわりに」にかえるかたちで、これまでに得られた元首政期オフィキウムに関する新しい図像が、具体的な歴史過程の中でどのように位置づけられうるのかを考えている。ここでは、3世紀の小アジアにおいて頻出する、属州民が兵士や官吏の横暴を皇帝や総督といった「お上」に訴え出た、いわゆる嘆願碑文群を対象として検討した。従来これらの碑文は、もっぱら兵士の専横という側面ばかりが強調され、先の「強制国家」論を肉づけする役割を果たしてきたのであるが、こうした兵士がオフィキウム成員として行政的領域において属州民の前に姿をあらわしたことに着目し、本稿における我々の知見を適用すると、興味深い歴史画像を得ることができる。つまり、こうした兵士=オフィキウム成員は、皇帝の手先として行政への介入それ自体を目的として属州民を圧迫したのではなく、むしろ、属州の諸都市、諸共同体、個人、住民それぞれの間における対立の中で、総督の近侍であることに由来するその強制力ゆえに、一方の住民側から他方の住民側へと強制力を行使するよう期待されてさえいたのである。このように、オフィキウム成員の「専横」や「強制力」行使もまた、周囲の状況によって促されたものであったとすれば、それは「強制国家」論的なオフィキウム像からの決別を意味することになろう。

# 論文審査結果の要旨

本論文は古代ローマ帝国の属州総督の下で、軍団兵士の中より抜擢され、特定の任務を託された集団であるオフィキウムを採り上げ、これを後2世紀の元首政期から4世紀、後期帝国の時代までの皇帝支配の中に位置づけし直し、独自の解釈を提示したものである。従来の研究史においては、兵士オフィキウムが3世紀を経て次第に帝国行政の多くの面で働くようになるところから、皇帝の軍事権力の強化がもっぱら注目され、これが所謂「強制国家」のしるしであるかのごとく見なされてきた。しかし近年の

諸研究は、後期ローマ帝国、すわなち古代末期の社会が必ずしも専制皇帝による硬直した強制支配に服するものではなかったことを明らかにしつつある。論者は、このような研究動向を評価しつつも、兵士による行政担当の評価と、その歴史的由来について、近年の研究もまた十分顧慮出来ていない点を指摘する。かかる問題意識から論者は、ローマの軍隊における、上位軍人によって兵士が特定の任務を託される慣例を、紀元前1世紀まで遡って探り、以後2世紀における属州総督オフィキウムの成立、4世紀の兵士オフィキウムと軍政・民政分離との関係、までを考察し、古代末期の兵士オフィキウムは、軍事による社会介入のしるしではないことを論証しようとする。論者の視点の独創性は明らかである。

論者はこれらの問題意識を明らかにした上で、全3部5章の構成で兵士の特定任務担当の起源からその組織化、2世紀のオフィキウム成立、後期帝国におけるオフィキウムの機能、を論じている。 第1部「オフィキウム成立の軍制的基礎」は2つの章からなる。第1章「プリンキパレスとインムネスの概念」は、元首政初期、軍団兵士のうち、雑務を免除されて書記その他非軍事的専門作業の任務を軍団長によって担当させられる兵士たちを史料と碑文から探り出し、それらが2世紀以後プリンキパレスとインムネスと呼ばれたこと、前者がより上位に立ち、手当も多く、「恩恵を受けた」という意味のベネフィキアリウスと呼ばれる者を含むこと、いずれにせよ上官の引き立てによる、一時的な役割であり、部下を持つ下士官のようなものでもなかった事実を確認する。従来の研究が踏み込まなかった知見を明らかにしたものである。

第2章「プリンキパレスの形成過程」は、ローマ共和政期のマリウスの時代に遡って、特定兵士が上官の引き立てで特殊任務を帯びた事例を示し、その流れがアウグストゥス時代でも続くこと、役目が終わると任を解かれ、昇任することもなかったが、トラヤヌス時代には多用され、次のハドリアヌスの時に員数が制約されるとともに、恒久化されたと推定する。さらに著者はノリクム(現オーストリア)や北アフリカ出土の兵士の労働記録、戦力一覧表の碑文やパピルスなどの珍しい資料を引用して、このプリンキパレスが2世紀中にはこれまで上官の引き立てで任務を負わされるものであったのが、役職固有の下役とされたと推定する。これによって、軍隊の中から、軍務以外の任務に専従する兵士が役職として生まれ、実質的なオフィキウムが現れた、とされるのである。

第2部「元首政期におけるオフィキウムの成立と展開」は2つの章からなり、現象としての兵士の諸 任務担当の在り方の歴史を第1部で触れた上で、第2部では制度・組織としてのオフィキウム、という 視角から考察する。第3章「元首政期におけるオフィキウムの成立」はあらためてローマ共和政期以来、 軍隊の上官がもろもろの任務のために特定の兵士を専従させた事例を、キケローやプルタルコスなどの 史料からも導きだし、アウグストゥスの元首政成立で属州支配体制が新しくなった時点を重視する。属 州は元首担当と元老院担当に二分されたが、軍団は元首担当属州にほとんどが配置された。ここは元首 が総督であり、統治は代理官にゆだねられたが、彼らは直属の行政役人を持たされなかったので、属州 配備の軍隊から兵士を選抜して任務を委ねた、と論者はいう。それが先述プリンキパレスであり、共和 政以来のローマ将軍のならわしがスムーズに元首政期に受け継がれたとされる。名称こそ3世紀が初出 であるが、2世紀後半からオフォキウムは属州総督の行政スタッフとして恒久的な組織となる。首席吏 員・commentariensis・speculator・frumentarius・beneficiariusといった主要職と昇進順序も確立す る。論者は特に、従来説への批判という観点から、兵士の行政担当はそもそも元首担当属州における行 政上の需要から必要とされたものであり、軍隊が自己の組織によって行政を侵食していったのではな い、ということを強調する。論者は本章であわせて、軍団を欠く属州でも、隣接の属州軍団から派遣を 依頼するなどして総督オフィキウムを確保しようとしたこと、そして元老院属州においては、元老院議 員総督の下にオフィキウムは形成されなかったが、その下にプロクラートルと呼ばれる管理官がいて、

これがスタッフを有していたことを証明し、ローマ帝国の属州統治の官僚的集団が不可欠となっていた ことを示して全体の立論を補強する。本章全体に豊富な碑文資料が整理され、図表化されて論者の立論 の根拠を確かなものとしている。

第4章「後期帝国成立期におけるオフィキウム」は、前章で予示された、オフィキウムの非軍隊的性格を主張することの持つ意義が明らかにされる。ディオクレテティアヌスとコンスタンティヌスは明確に軍政と民政を分離したが、従来説はこの変化が急激になされ、近衛軍総督などいくつかの高官職と、なによりも属州総督が軍隊組織から文官組織へと移され、官僚制が進められ、一方皇帝は軍隊をもちいて都市への介入を強めた、としてきた。論者はそれに対し、属州総督オフィキウムはその組織確立期の3世紀において完全に軍政から切り離されていた、と強調し、その証拠として、オフィキウムの一員が3世紀にすでに世襲化されていたことを挙げる。ローマ帝国は3世紀をもって軍事色を強め、4世紀に軍事強化による強制国家、財政至上国家へと移行した、との見方に強い批判を投げかけるのである。たしかに4世紀の属州総督オフィキウムとして現れてくるcohortalesは軍隊編成をとり、外見上兵士の民政介入を示すように見えるが、それは擬制にすぎず、そのcohortalesはすでに世襲化している。軍隊兵士から出たオフィキウムはとっくに軍事から分離され、民政スタッフとして確立していた、とされる。ここより論者は古代末期、後期ローマ帝国の強制国家的性格を指摘する従来説に、長いスパンにわたる軍事史の解明によって、疑問を投げかけるのである。

第3部「属州総督オフィキウムの活動」は補論的部分で、1章のみからなり、終章の意味合いをも兼ねている。第5章「オフィキウムの活動と社会」がそれで、3世紀の小アジアにおいて頻出する兵士の収奪などの狼藉行為に対し、属州民が皇帝や総督に救済をもとめる嘆願碑文を詳細に検討し、それらは軍隊による行政や都市への介入・侵害の面のみを示すのではなく、総督によるオフィキウムの、行政上必要な、かつ住民の要請に応える行動であったことを論証している。ここでも論者は、ローマ帝国が軍事至上の強制国家へ向かってゆく、との後期帝国理解をとらず、ローマ帝国はより現実的で効率的な統治を求めただけであり、早くより軍隊兵士を軍事から引き離して行政スタッフをつくろうとしたこと、それを具体的に示すのが属州総督オフィキウムであったことを示し、後期ローマ帝国像を、より穏やかな、都市や住民に強圧的でない姿勢をもっていたものとして描く姿勢を明確にするのである。

このように本論文は、属州総督オフィキウムを、その先駆形態に遡って考察することより始めて、膨大な文献史料と碑文・パピルス資料を博捜し、属州における兵士が軍務を離れて一時的に行政を担う慣例が、2世紀に恒久化した組織に組み込まれ、総督の行政スタッフとなってゆく、という点を実証しつつ、3世紀から4世紀にかけてローマ帝国がとった軍政・民政分離策を、従来の、軍事至上・強制国家への傾向と見ず、帝国はより穏やかで行政重視、都市重視の政策をとり続けたことを主張する。その論証は説得的であり、斬新である。豊富な資料の整理の面でも学界において独自の貢献をなしており、斯学の発展に資するところはきわめて大である。

以上により、本論文の提出者は博士(文学)の学位を得るに十分な資格を有するものと認められる。